

NITORI International Scholarship Foundation

公益財団法人 似鳥国際奨学財団

2019年度

奨学生募集要項

高校生対象(母子家庭枠)

～公益財団法人 似鳥国際奨学財団～

似鳥国際奨学財団は留学生に対する支援を通じ、世界各国との友好親善と人材育成に寄与しようと、財団代表理事の寄付により、2005年3月に設立された奨学団体です。2018年度まで、延べ40ヶ国・地域の1244名以上の優秀な学生を支援してきました。また、2016年度より日本国内大学の日本人学生への支援も始まりました。現在、日本国内のみならず、海外現地での奨学金事業も行っています。

公益財団法人 似鳥国際奨学財団

東京事務局 担当: 衡(こう)・白(はく)・林(はやし)

〒115-0043 東京都北区神谷3丁目6-20

(株)ニトリホールディングス東京本部内

E-mail: nitoriKSZ_09@nitori.jp

<http://www.nitori-shougakuzaidan.com/>

ホームページ

Facebook



I 似鳥国際奨学財団の目的と特徴

似鳥国際奨学財団の目的は、奨学生に対する経済的支援だけでなく、『学力優秀』と『志操堅実』の両方を備えられ、更に『異文化理解』と『国際親善』に努める優秀なグローバル人材を育成することであり、それが一番の願いです。そのため、毎年現役生のみならず、OB・OG も対象に交流会を開催しています。

また、2014 年度からは優秀な奨学生を対象に毎年アメリカセミナーを開催しています。アメリカセミナーとは、アメリカのモデルホーム見学、チェーンストア視察、観光等を通じて「暮らしの本当の豊かさ」を体感するセミナーです。(渡航費・宿泊費は財団負担) (20 歳以上対象)

※財団活動については、財団公式サイト、もしくは Facebook にて「似鳥国際奨学財団」を検索してご確認ください。

このような活動を通じて支給期間のみならず、卒団後もみなさんにつながりを持ち、世界中にネットワークを築いていくことを目指しています。

※奨学金の返還を要しません。

※奨学金受給によるニトリグループへの入社義務はありません。

II 募集と選考の方法

似鳥国際奨学財団ホームページより、オンラインでエントリーフォームを入力して応募後、書類選考、面接を経て、合格者を決定する。**(本奨学金は自由応募で、学校推薦は不要です。)**

III 募集人数

最大 100 名

IV 応募資格

下記の項目にすべて該当する者とする。

i 国籍

「日本国籍」を有する者。

※「永住権」を有する者も応募可能。

ii 在籍学年・課程

高校生：2019年4月1日現在、全日制高校1年、2年、3年に在籍予定の方。

iii 家庭状況

母子家庭

iv 学業・健康

学業、人物ともに優秀で健康であり、国際理解と国際間の友好親善に寄与できる者。

v 他奨学金と二重受給

他奨学金との二重受給が可能です。

V 奨学金と奨学期間

i 奨学金額【給付型】

月額 3 万円

※支給開始日：2019年4月以降。

ii 奨学金支給期間

2019年4月～原則卒業年度まで。

※条件付き更新制(書類選考有り)。

※交換留学・留年の場合は支給停止になります。

iii 奨学生の義務

毎月期限内にレポートの提出(期限：毎月 25 日前後)

※レポートは学習状況報告など A4 用紙1ページ～2ページ程度。

VI 応募手続きについて

i 応募方法

WEBにて応募エントリー：似鳥国際奨学財団公式サイト内→高校生対象奨学金→【奨学金応募エントリー】から情報登録にて応募 <http://www.nitori-shougakuzaidan.com/>

ii 必要書類

似鳥国際奨学財団 HP 内、『応募書類』ファイルを参照。

※書類は、準備完了次第、速やかに弊財団までご郵送ください。

iii 応募期間

2018年6月1日(金)～2018年11月30日(金)

※応募状況により、締切が前後する可能性がありますので、早めのエントリーを推奨します。

VII 選考

i 選考内容・時期(暫定・前後する可能性があります)

書類選考	2018年12月下旬予定
面接	2019年 1月下旬～2月上旬予定
合格通知	2019年 3月上旬予定

※面接は、Skype によるオンライン面接。面接できない場合は「応募辞退」とみなします。

画面の明るさ、大きさ等から、PC での面接受験をお勧めします。

(やむを得ない場合はスマートフォン受験も可)

※選考結果は、応募者全員にEメールにて通知いたします。エントリーの際に、常に受信・確認ができるメールアドレスを使って下さい。

VIII 注意事項

弊財団の奨学生に合格後、あるいは弊財団奨学生として採用後、以下に該当する場合、及び奨学生としてふさわしくない行為があった場合は、その月をもって奨学金の支給を停止、もしくは打ち切りとなる。

- ① 提出書類及び届出事項に虚偽があった場合。
- ② 毎月の奨学生レポートの提出が遅れた、または提出がない場合。
- ③ 在籍高校での学籍を失った場合。
- ④ 留学、休学、もしくは海外留学(交換留学を含む)した場合。

※海外留学を目的とした奨学金ではないため、海外留学の場合は原則奨学金打ち切り。

IX 個人情報の取扱いについて

奨学金の応募書類に記載されて個人情報については、奨学金事業のためだけに利用し、その他の目的には利用しません。